

平成24年3月14日

## 総括基準の要点

原子力損害賠償紛争解決センター

### 1 訪日外国人を相手にする事業の風評被害等

#### (要旨)

- ① 訪日外国人を相手にする事業の風評被害のうち、次のものについては、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合、本件事故と相当因果関係のある損害とする。
- 1) 我が国に営業の拠点がある観光業における、
    - ア 平成23年5月末までに生じた外国人観光客に関する被害のうち、
      - イ 解約以外の原因により発生したもの
      - ロ 通常解約率の範囲内の解約により発生したもの
    - イ 平成23年6月以降に生じた外国人観光客に関する被害
  - 2) 訪日外国人を相手にする事業の商品又はサービスの買い控え、取引停止等
- ② 上記基準の適用について、放射性物質による汚染の危険性を懸念する訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意する。

#### (理由)

- ① 我が国に営業の拠点がある観光業の外国人観光客に関する風評被害については、中間指針第7の3の指針Ⅱで類型化(\*1)されているが、類型化されていない風評被害についても、中間指針第7の1の指針Ⅱの一般的な基準(\*2)に照らして、本件事故との相当因果関係の有無が判断されるべきであるとした中間指針の趣旨を明確にするため。
- ② 観光業に該当しない、訪日外国人を相手にする事業の風評被害についても、中間指針第7の1の指針Ⅱの一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係の有無が判断されるべきであるとした中間指針の趣旨を明確にするため。
- ③ 中間指針第7の1の指針Ⅱの一般的な基準の適用について、平均的・一般的な訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみならず、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることを明らかにするため。

(\*1)「本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに通常解約率を上回る解約が行われたこと」

(\*2)「消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合」

### 2 弁護士費用

#### (要旨)

- ① 当センターへの和解仲介申立における弁護士代理人の弁護士費用については、次の額を賠償すべき損害とする。
- 1) 標準的な場合  
和解により支払を受ける額の3%を目安

- |   |
|---|
| <p>2) 和解金が高額（概ね1億円以上）となる場合<br/>和解により支払を受ける額の3%未満で仲介委員が適切に定める額</p> <p>3) 例外的な取扱い<br/>代理人弁護士活動に通常の事案よりも複雑困難な点がある場合（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、弁護士費用相当額の損害を増額することができる。<br/>他方、代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現に貢献しない場合には、弁護士費用相当額の損害を認定しないことができる。</p> |
|---|

**(理由)**

- ① 当センターへの和解仲介申立は、高度の法律知識を必要とすることから、弁護士費用を本件事故と相当因果関係にある損害と認める必要があるため。
- ② 損害として認める弁護士費用の額については、当センターで取り扱う事件が責任原因論に争いがなく損害論のみであること、訴訟のような厳格な主張・立証手続の規制がないことなどから、一定の例外的な場合を除き、一般的には、判決による標準的な弁護士費用相当額の損害（判決認容額の10%）よりも低めの額と認められるため。

以 上

## 総括基準に関する決定

〔 総括委員会 平成24年3月14日決定 〕

当委員会は、原子力損害賠償紛争解決センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する下記項目の取扱いについて、総括基準を策定するものとする。

### 記

- 1 訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について
- 2 弁護士費用について

以上

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総括委員長 大谷 禎 男

総括委員 鈴木 五十三

総括委員 山本 和彦

## 総括基準(訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について)

### (総括基準)

- 1 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、平成23年5月末までに生じた外国人観光客に関する被害のうち解約以外の原因により発生したもの及び通常解約率の範囲内の解約により発生したものと本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- 2 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、平成23年6月以降に生じた外国人観光客に関する被害と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- 3 訪日外国人を相手にする事業の風評被害について、商品又はサービスの買い控え、取引停止等と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- 4 1から3までの基準の適用については、放射性物質による汚染の危険性を懸念する訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意するものとする。

### (理由)

- 1 中間指針第7の1の指針Ⅱ)及びⅢ)によれば、我が国に営業の拠点がある観光業の外国人観光客に関する風評被害に

ついて、「本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたこと」（中間指針第7の3の指針Ⅱ）参照）以外の原因により発生した減収等については、中間指針第7の1の指針Ⅱ）の一般的な基準に照らして本件事故との相当因果関係を判断すべきこととなる。

- 2 観光業とはいえない事業であっても、訪日外国人を相手にする事業の風評被害については、中間指針第7の1の指針Ⅱ）の一般的な基準に照らして本件事故との相当因果関係を判断すべきこととなる。
- 3 本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理の合理性を検討するに当たっては、平均的・一般的な訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることから、そのことを検討に当たっての留意事項とすることとした。

以上

## 総括基準（弁護士費用について）

（総括基準）

1 原子力損害を受けた被害者が原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立てをするについて自己の代理人弁護士を選任した場合には、下記の損害が、弁護士費用として賠償すべき損害と認められる。

1) 標準的な場合

和解により支払を受ける額の3%を目安とする。

2) 和解金が高額（おおむね1億円以上）となる場合

和解により支払を受ける額の3%未満で仲介委員が適切に定める額

和解により支払を受ける額については、個人又は法人単位に考えるのが原則であるが、弁護士が複数の個人又は法人から委任を受けている場合には、事情により、複数の個人又は法人が和解により支払を受ける額の合算額をもとにしてこの基準を適用することができる。

3) 例外的な取り扱い

和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動に通常の事案よりも複雑困難な点があったと認められる場合（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、弁護士費用相当額の損害を増額することができる。

和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現にあまり貢献しなかったと認められる場合には、仲介委員の判断により、弁護士費用相当額の損害を認定しないことができる。

（理由）

1 原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立ては、高度の法律知識を必要とする。本人による申立ては、本

人が提出した申立書及び証拠書類だけでは審理がなかなか進まず、仲介委員又は調査官からの数多くの質問に回答することにより、ようやく審理が前に進む事件が多く、この場合であっても、申立人が真に主張立証したいことが審理の対象から漏れるリスクを否定することはできない。そうすると、申立人が弁護士を代理人に選任した場合の弁護士費用は、相当な範囲内で、本件事故と相当因果関係のある損害とみるものが相当である。

2 原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立ては、責任原因論の争いがないのが通常であることや、訴訟におけるような厳格な主張、立証手続の規制がないという点において、弁護士にとって、損害賠償請求訴訟を委任された場合ほどには手間がかからない。そうすると、判決における標準的な弁護士費用相当額の損害（認容額の10%）よりも低めの額（和解により支払を受ける額の3%）を、弁護士費用として賠償すべき損害と定めるのが相当である。

3 和解により支払を受ける額が増加する割合ほどには、弁護士の手間は増加しないのが通常であるとみられる。したがって、和解により支払を受ける額が高額（おおむね1億円以上）にわたる場合には、標準的な割合（3%）よりも低い割合で弁護士費用相当額の損害を算定することとした。

また、事案によっては、和解により支払を受ける額が高額にわたるかどうかは、弁護士に委任をした複数の個人又は法人が和解により支払を受ける額の合算額をもとに判断することが適当であることから、そのような基準を定めた。

4 和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、通常の事案よりも手間がかかり、複雑困難であったといえるような場合（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、損害額を和解により支払を受ける額の3%よりも増額することが相当であり、弁護士費用相当額の損害を増額することができることとした。

和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現に貢献しない場合には、弁護士費用相

当額の損害を認定する基礎を欠く。このような場合には、弁護士費用相当額の損害を認定しないことができることとした。

以上

# 総括基準の要点

原子力損害賠償紛争解決センター

## 1 営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法

### (要旨)

本件事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在し、代表的な例としては、

- ① 平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の同期の額、
- ② 平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の年額の12分の1に対象月数を乗じた額
- ③ 上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値（加重平均を含む。）などが挙げられる。

仲介委員が、これらのいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は、合理的なものと推定される。

### (理由)

本件事故がなければ得られたであろう収入額の算定方法には、複数の合理的な算定方法が存在するが、その複数の方法を比較しても、いずれも期待利益の予測方法であり、決定的に優れた方法は存在しないのが通常であることから、その算定方法の選択は、仲介委員の合理的な裁量に委ねられるため。

## 2 営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除

### (要旨)

政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先における営業・就労によって得た利益や給与等は、

- ① 本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、
- ② 当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、
- ③ その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しない。

上記③の場合においては、多額であるとの判断根拠となった基準額又は損害額を超過する部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除する。

### (理由)

- ① 本件被害は、突然に発電所を中心とする半径20kmの同心円上の全域の営業・就労等の生活基盤を破壊され、地域住民の全員が遠方に避難を余儀なくされたことによる営業損害や就労不能損害であるが、遠方の避難先における営業又は就労は、将来の生活再建の見通しを立てなければならない（あるいは将来の生活再建の見通しも立たない）という状況の下で、勤労に当てることができる時間の全部を営業又は就労に当てることができず、また、重い精神的負担を伴うものであるのが通常であることから、一般に容易なものではなく、そこでの収入もアルバイト的なものにすぎないのが通常であるため。
- ② なお、要旨③の場合には、原則として、一人月額30万円を超える部分に限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除する。

以上

## 総括基準に関する決定

〔 総括委員会 平成24年4月19日決定 〕

当委員会は、原子力損害賠償紛争解決センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する下記項目の取扱いについて、総括基準を策定するものとする。

### 記

- 1 営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について
- 2 営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について

以上

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総括委員長 大谷 禎 男

総括委員 鈴木 五十三

総括委員 山本 和彦

## 総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

### （総括基準）

本件事故がなければ得られたであろう収入額については、唯一の合理的な算定方法しか存在しないという場合は稀であり、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるところ、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りる。

合理的な算定方法の代表的な例としては、以下のものが挙げられ、これらのいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は、合理的なものと推定される。

- ・平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の同期の額
- ・平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の年額の12分の1に対象月数を乗じた額
- ・上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値（加重平均を含む。）
- ・平成20年度から22年度までの各年度の収入額に変動が大きいなどの事情がある場合には、平成22年度以前の5年度分の平均値（加重平均を含む。）
- ・平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、上記の額に適宜の金額を足した額
- ・営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値などをもとに推定した額
- ・その他、上記の例と遜色のない方法により計算された額

### （理由）

本件事故がなければ得られたであろう収入額の算定方法に

は、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常である。しかしながら、その複数の方法を比較しても、いずれも期待利益の予測方法であることから五十歩百歩であって、決定的に優れた方法は存在しないのが通常であることから、その算定方法の選択は、仲介委員の合理的な裁量に委ねられる。

以上

## 総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

### （総括基準）

政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等は、本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。

利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合においては、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するものとする。

### （理由）

- 1 本件被害は、突然に発電所を中心とする半径20kmの同心円上の全域の営業・就労等の生活基盤を破壊され、地域住民の全員が遠方に避難を余儀なくされた（半径30kmの同心円上においても類似の被害が生じた）ことによる営業損害や就労不能損害である。そうすると、遠方の避難先における営業又は就労は、将来の生活再建の見通しを立てなければならない（あるいは将来の生活再建の見通しも立たない）という状況の下で、勤労に当てることができる時間の全部を営業又は就労に当てることができず、また、重い精神的負担を伴うものであるのが通常である。このような営業又は就労は、一般に容易なものではなく、そこにおける収入もアルバイト的なものにすぎないのが通常である。

2 前記のような避難先における営業又は就労の特殊性を考慮すると、当該営業又は就労は、本件事故がなくても実行されたと見込まれるとか、従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するとか、その利益や給与等の額が多額であるなどの特段の事情のある場合でない限り、臨時のアルバイト的な収入であると評価するのが相当であって、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないのが相当である。

なお、利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合においては、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するのが相当である。

避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等の額が多額である場合とは、1人月額30万円を目安とする。したがって、原則として、30万円を超える部分に限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除することとする。

以上

# 決 定

(中間収入の非控除について)

〔 総括委員会 平成24年6月26日決定 〕

東京電力株式会社は、平成24年6月21日、個人に対する本賠償の4回目の請求（請求対象期間：平成24年3月1日から5月31日）について、就労不能損害の中間収入の非控除限度額を1人月額50万円とするプレスリリースを発表した。

当委員会は、平成24年4月19日、総括基準「営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について」を決定しているが、個別の和解仲介手続において、請求対象期間を問わず、非控除限度額の目安を1人月額50万円とすることも差し支えない。

以上

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総 括 委 員 長      大      谷      禎      男

総 括 委 員      鈴      木      五 十 三

総 括 委 員      山      本      和      彦

# 総括基準の要点

原子力損害賠償紛争解決センター

## 1 加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について

### (要旨)

和解の仲介の手續において、東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には、和解案に、平成23年9月30日の経過により遅滞に陥ったものとして、民法法定利率年5%の割合の遅延損害金を付することができる。

### (理由)

和解の仲介において遅延損害金を和解金に含めることは必ずしも一般的な取扱いではないが、大規模な原子力事故を引き起こし、甚大な被害を受けたおびただしい数の被害者が賠償の実現を待っているのに、加害者が審理を不当に遅延させることは、明らかに不当であるから、このような場合に、被害者に対して、法律により認められている履行遅滞による損害賠償（遅延損害金）の請求権の行使を差し控えさせる理由はない。

審理を不当に遅延させる態度の例としては、

- ・ 仲介委員・調査官からの求釈明に応じない、又は回答期限を守らない行為
- ・ 和解の提案に対して回答期限を守らない行為
- ・ 賠償請求権の存否を本格的に検討すべき事案について中間指針に具体的記載がないなどの取に足らない理由を掲げて争うなど主張内容が法律や指針の趣旨からみて明らかに不当である場合
- ・ 確立した和解先例を無視した主張をする場合

などが挙げられる。

## 2 直接請求における東京電力からの回答金額の取扱いについて

### (要旨)

当センターでは、被害者の東京電力に対する直接の請求に対して東京電力の回答があった損害項目については、東京電力の回答金額の範囲内の損害主張は格別の審理を実施せずに回答金額と同額の和解提案を行うこととし、東京電力の回答金額を上回る部分の損害主張のみを実質的な審理判断の対象とする。

### (理由)

東京電力は、被害者からの直接の請求に対して相応の調査をした上で回答を実施しているものと考えられること、回答金額には相応の根拠があるのが通例であること、回答金額については、実質的には、被害者と東京電力の間で賠償の合意があったものとみられ、被害者は最低でも回答があった金額は受領できるものと信じているのが通常であること、及び被害者の賠償請求権の簡易迅速な実現という当センターの役割からすれば、東京電力の回答金額の範囲内の部分については、改めて審理判断をする必要はない。

当センターへの申立てをすることにより東京電力の回答金額よりも下回る金額しか賠償を受けられないリスクがあるとすれば、被害者が当センターへの申立てをためらう原因になり、被害者救済の上でも適当ではない。

以上

## 総括基準に関する決定

〔 総括委員会 平成24年7月5日決定 〕

当委員会は、原子力損害賠償紛争解決センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する下記項目の取扱いについて、総括基準を策定するものとする。

### 記

- 1 加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について
- 2 直接請求における東京電力からの回答金額の取扱いについて

以上

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総括委員長 大谷 禎 男

総括委員 鈴木 五十三

総括委員 山本 和彦

## 総括基準(加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について)

### (総括基準)

和解の仲介の手續において、東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には、和解案に遅延損害金を付することができるものとする。この場合においては、利率は民事法定利率年5%の割合とし、平成23年9月30日の経過により遅滞に陥ったものとして計算する。なお、和解により支払いを受ける額を基準として弁護士費用相当額の損害を算定する場合においては、遅延損害金は、和解により支払いを受ける額には含めないものとする。

### (理由)

- 1 和解の仲介において遅延損害金を和解金に含めることは必ずしも一般的な取扱いではない。しかしながら、大規模な原子力事故を引き起こし、甚大な被害を受けたおびただしい数の被害者が賠償の実現を待っているのに、加害者が審理を不当に遅延させることは、明らかに不当である。このような場合に、被害者に対して、法律により認められている履行遅滞による損害賠償(遅延損害金)の請求権の行使を差し控えさせる理由はない。
- 2 審理を不当に遅延させる態度の例としては、仲介委員・調査官からの求釈明に応じない、又は回答期限を守らない行為、和解の提案に対して回答期限を守らない行為、賠償請求権の存否を本格的に検討すべき事案について中間指針に具体的記載がないなどの取るに足らない理由を掲げて争うなど主張内容が法律や指針の趣旨からみて明らかに不当である場合、確立した和解先例を無視した主張をする場合などが考えられる。
- 3 遅延損害金の起算日は平成23年3月11日とすることも考えられるが、中間指針の策定日及び東京電力の最初の個人

の賠償基準の策定日が平成23年8月、東京電力の最初の法人の賠償基準の策定日が平成23年9月であったことにかんがみ、平成23年9月30日の経過により遅滞に陥ったものとして計算する（平成23年10月1日を起算日とする。）こととする。

以上

## 総括基準（直接請求における東京電力からの回答金額の取扱いについて）

### （総括基準）

被害者の東京電力に対する直接の請求に対して東京電力の回答があった損害項目については、当センターは、東京電力の回答金額の範囲内の損害主張は格別の審理を実施せずに回答金額と同額の和解提案を行い、東京電力の回答金額を上回る部分の損害主張のみを実質的な審理判断の対象とする。

### （理由）

- 1 被害者の賠償請求権の簡易迅速な実現という当センターの役割からすれば、直接の請求における東京電力の回答金額に不満がある被害者については、その不満の当否、すなわち回答金額を上回る部分の損害主張の当否のみを審理判断するのが、当センターがその役割を果たす上において適当であると考えられる。東京電力は、被害者からの直接の請求に対して相応の調査をした上で回答を実施しているものと考えられ、回答金額には相応の根拠があるのが通例である上、被害者は最低でも回答があった金額は受領できるものと信じているのが通常であるところ、当センターへの申立てをすることにより東京電力の回答金額よりも下回る金額しか賠償を受けられないリスクがあるとすれば、当センターへの申立てをためらう原因になり、被害者救済の上で適当ではないと考えられる。
- 2 また、直接の請求に対して東京電力から回答があった金額については、実質的には、被害者と東京電力の間で賠償の合意があったものとみられ、このように実質的に合意が成立した部分については、改めて審理判断をする必要はないと考えられる。

以上

# 総括基準の要点

原子力損害賠償紛争解決センター

## 旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について

### (要旨)

本件事故発生時に旧緊急時避難準備区域に居住していた者のうち、中間指針、同第二次追補及び総括基準（避難者の第2期の慰謝料について等）に基づく慰謝料支給要件を満たさない期間（同区域外に確定的に転居・移住した後の期間を除く。）がある者については、当該期間について、仲介委員の定めるところにより、次の1)又は2)のいずれかに掲げる慰謝料を賠償する。

- 1) ①平成23年3月11日から平成23年9月30日まで 月額10万円  
（平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する。）  
②平成23年10月1日以降 月額 8万円  
この基準による場合は、当該期間中の生活費の増加費用（低額とはいえないものに限る。）については、別途賠償を受けることができる。
- 2) 平成23年3月11日以降 月額10万円  
（平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する。）  
この基準による場合は、1)の基準による者との間に看過し難いほどの顕著な不公平が生じない限り、当該期間中の生活費の増加費用の全額が、当該慰謝料に含まれているものと扱う。

### (理由)

旧緊急時避難準備区域の居住者については、避難等をしていなかった期間についても相応の慰謝料を賠償すべきであるが、その方法として、当センターのパネルが和解案として提案したもの（平成23年9月までは月額10万円、同年10月以降は月額8万円とし、生活費の増加費用について別途賠償を受けることができる。）と、その後東京電力が平成24年7月24日に基準として示したもの（平成23年10月以降も月額10万円とするが、生活費の増加費用については別途賠償を行わないもの）がある。

当センターとしては、いずれの基準も相応の合理性があると判断した（ただし、東京電力が示した基準については、極めて例外的な場合につき生活費の増加費用についての別途賠償を認める余地を残すという微修正を施すのが相当であると判断した。）。

その上で、いずれの基準を採用すべきかについては、個別事件における仲介委員の裁量に委ねるのが相当であると判断し、仲介委員の定めるところにより、1)又は2)のいずれかに掲げる慰謝料を賠償すべきものとした。

以上

## 総括基準に関する決定

〔 総括委員会 平成24年8月1日決定 〕

当委員会は、原子力損害賠償紛争解決センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する下記項目の取扱いについて、総括基準を策定するものとする。

記

旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について

以上

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総括委員長 大谷 禎 男

総括委員 鈴木 五十 三

総括委員 山本 和 彦

## 総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）

### （総括基準）

本件事故発生時に旧緊急時避難準備区域に居住していた者のうち、中間指針第3の6の指針ⅠからⅤまで、中間指針第二次追補第2の1(2)の指針Ⅰ及びⅡ並びに総括基準（避難者の第2期の慰謝料について、精神的損害の増額事由等について）に基づく慰謝料支給要件を満たさない期間（ただし、旧緊急時避難準備区域の外に確定的に転居・移住した後の期間を除く。）がある者については、当該期間について、仲介委員の定めるところにより、次の1)又は2)のいずれかに掲げる慰謝料を賠償する。

- 1) 平成23年3月11日から平成23年9月30日まで  
月額10万円  
（平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する。）  
平成23年10月1日以降 月額8万円  
この基準による場合は、当該期間中の生活費の増加費用（低額とはいえないものに限る。）については、当該慰謝料に含まれておらず、別途賠償を受けることができるものと扱う。
  
- 2) 平成23年3月11日以降 月額10万円  
（平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する。）  
この基準による場合は、1)の基準による者との間に看過し難いほどの顕著な不公平が生じない限り、当該期間中の生活費の増加費用の全額が、当該慰謝料に含まれているものと扱う。

以上